

# 市政野名だより 第十二号

発行者 野名すみよ 大王町波切一〇八一  
平成二十一年八月発行 七二一三三〇

## 志摩市に7億9000万円

### 国の臨時交付金

国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金7億8978万円が志摩市に交付されました。この交付金は、否決すれば国に返さなければなりませんので、一部事業については地域のニーズを確認したうえで再検討を要望し、議会は賛成しました。

#### 事業一覧表（四捨五入）

- ・公有財産管理システム導入 891万円：国補助756万円
- ・低公害車購入 3680万円：国補助3122万円
- ・大王支所絵画展示施設整備 9530万円：国補助8084万円
- ・筑地区・上之郷区の浄化槽改修 226万円：国補助191万円
- ・渡鹿野区防災資機材保管倉庫 75万円：国補助63万円
- ・電算システム更新等 1億8100万円：国補助1億5352万円
- ・清掃センター集塵機の改修等 5591万円：国補助4745万円
- ・インフルエンザ治療薬購入等 167万円：国補助142万円
- ・浜島保健センター取り壊し 2190万円：国補助1857万円
- ・阿児健康センターろ過装置改修等 262万円：国補助222万円
- ・休日夜間応急診療所 122万円：国補助104万円
- ・保育所遊具改修 950万円：国補助806万円
- ・鶏方保育所改修 162万円：国補助137万円
- ・磯部社会福祉協議会耐震診断 132万円：国補助112万円
- ・農道・農業用水路改修（浜島・阿児・磯部） 4423万円：3752万円
- ・プレミアム商品券補助 1600万円：国補助1357万円
- ・海女文化交流事業 130万円：国補助110万円
- ・自然学校ウォーターボール導入

- ・浜島地区温泉施設整備調査 102万円：87万円
- ・賢島駐車場トイレ改修等 95万円：80万円
- ・パークゴルフフェンス改修等 2079万円：1763万円
- ・磯体験施設「海ほづき」にライトアップ設置等 510万円：433万円
- ・志摩市全域道路改良 436万円：国補助370万円
- ・公園遊具改修（大王・浜島・磯部） 1億9000万円：1億6117万円
- ・幼・小・中学校デジタルテレビ整備 3361万円：国補助2850万円
- ・小・中学校空調整備 5030万円：4640万円
- ・幼・小・中学校施設改修 2648万円：2247万円
- ・小中学校パソコン購入等 1429万円：1211万円
- ・磯部歴史民族資料館整備調査 5992万円：5537万円
- ・大王公民館音響設備改修 95万円：80万円
- ・阿児・大王給食センター食器消毒機購入等 366万円：310万円
- ・阿児・大王給食センター食器消毒機購入等 3127万円：2341万円

## 磯体験施設「海ほづき」は

### 志摩市食堂か

浜島町にある磯体験施設「海ほづき」で、本年5月より魚食文化の推進を目的に体験昼食を始めました。営業時間は毎週土・日の11時30分から12時10分。料金は一食980円で40食提供します。

大口市長は経済危機対策臨時交付金で施設に夜間対応のライトを設置し、将来はビアガーデンもしたいという考えを示しました。

志摩市の食材をアピールするなら体験昼食は期間限定にし、市内業者に誘客をはかったほうが地域活性化につながります。また体験施設の目的とアルコール販売とは合致しません。

平成20年度は「海ほづき」に3843万円、今年度は4000万円投入しています。現在は正規の事務職1名、現業職2名、臨時職員10名ですが、10月からは雇用創出事業の補助金で臨時職員を4名増員します。

人件費等の経費を度外視して

これからも続けていこうという

親方日の丸の「海ほづき」志摩市食堂。

はたして必要なのでしょうか。

# 600万円免除の怪？

## 大口市長は調査せず

### 浜島温泉協同組合の温泉使用料 最低補償費600万円は？

浜島温泉協同組合は、平成9年に旧浜島町が温泉施設を建設した際、総工費1億5千万円のうち5000万円を負担しました。そして翌年に温泉使用量にかかわらず、最低補償費として毎月50万円を納入する覚書を旧浜島町と締結しています。

浜島温泉協同組合の最低補償費月額50万円は、合併後の平成17年2月21日まで納付されてきました。ところが平成17年2月21日に浜島温泉協同組合から最低補償費の廃止要望書が出された後の平成17年4月からは納付されていません。

当時、私は議席がなかったため、市議会の審議内容がわからず、議事録を精査したところ、この問題に關した説明は皆無でした。浜島温泉協同組合の最低補償費月額50万円がわけもなく消えたのです。

私は、誰がどんな理由で納付を免除したのか、資料も含めて竹内前市長に説明を求めました。

### 竹内前市長「条例に基づいて予算化」

「旧浜島町から引き継いだ覚書と、条例に基づいて行っている」と、竹内前市長は答えました。浜島町温泉施設に関する条例には、「市長が特に必要あると認めるときは給湯料を減額し、または徴収を免除することができると定めています」。

この条例に基づいて給湯料を免除するのであれば、特に必要な理由を議会に説明し、理解を得なければなりません。議会に秘密裏に市長が行えるような軽い問題ではないのです。

また、最低補償費についても、合併の協議では「旧町のまま新市に引き継ぐ」となっていますから、覚書に基づいて行ったのであれば、毎月50万円を徴収しなければなりません。

竹内前市長の答弁は矛盾点が多く、特に必要な正当な理由を示すことができませんでした。

### 調査特別委員会の設置を議会が否決

誰がどのような理由で納付を免除し、どのように処理したのか、覚書の処理を含めて事務手続きに違法性はなかったのか調査し、今後このような問題が起きない対策を講じなければなりません。

事実を解明した上で、600万円の徴収をどうするかといった解決策の検討も必要です。竹内前市長が調査しないのであれば、議会がその監視権で事実の解明を行わなければなりません。

数名の市議がこの問題の調査を求めて、平成20年9月30日に調査特別委員会の設置を提案しました。ところが議会はこの提案を否決しました。議会は不明朗なままでよいと判断したのです。

### 「しつかり調査し、納得のいく回答を」

#### 12月議会で大口市長

市議のとき大口市長は、私とともに「調査特別委員会を設置して調査すべきである」と強く主張していました。ところが市長就任後の12月議会では「特に問題はない」とこれまでの発言を撤回しました。撤回理由に次の2点を挙げました。

・温泉協同組合が借り入れた掘削費用を返済した時点で月額50万円徴収が終わるものと認識していた。  
・市の条例のどこにも徴収規定がないこと。  
私は次の点をあげ、市長の認識を正しました。

・覚書は湯が枯渇したときに終了すると明記。  
・合併引き継ぎは「現行のまま新市に引き継ぐ」となっており、旧浜島町と同様に覚書を根拠に徴収できる。  
質疑応答の最後に、大口市長は「しつかりと調査し、納得の行く回答を報告したい」と答えました。

### 「口頭の変更契約は法的に有効」

#### 6月議会で大口市長

私は6月議会で大口市長に調査状況を質しました。「覚書は有効だが、平成17年2月21日に浜島温泉協同組合から出された要望書を市内部で検討し、組合に回答した記録は残っていないが、この要望書に沿った予算・決算が承認されていることから、市長から詳しい説明がなかったとしても、議決により《黙示の承認》がなされたとみなされる。

志摩市契約規則では変更契約書の作成を義務付けているが、この規定はあくまで内部手続きを定めたもので、仮にこの規定に反して変更契約がされたとしても、変更契約が無効になるわけではなく、書面の作成されていない変更契約も、対外的にはともかく、対外的には有効である。」と大口市長は答弁しました。

#### 4つの問題点

平成17年度は、旧5町合併後の志摩市最初の予算審議で、市長が意図的に説明しなかったと推測される使用料600万円の免除を見抜くことは困難である。市当局の説明責任が問われる。

市の契約規則では、「市長は契約を変更するときは、契約に必要な事項を記載した変更契約書を作成しなければならない」と定められている。ところが大口市長は、議決後に市長独断で書面なしの変更契約をしても、法的には有効であると主張している。議会は市当局から出された契約書及び覚書をもとに審議するので、議会が認めた後に口頭での変更契約が有効だとすれば、議会の監視権は骨抜きとなる。温泉組合の湯の最低補償費免除の要望書と、口頭での変更契約の処理が市の内部文書に残されていない。これは明らかに服務違反である。

大口市長は法的解釈のみを主張し、「いつ・誰がどのような理由で免除したか」をいっこうに調査しようとする。なぜか？

後日、大口市長と議会の対応を報告します。